

改正

平成23年4月14日告示第111号  
平成26年6月13日告示第251号  
平成27年5月25日告示第198号  
平成28年6月16日告示第298号  
平成29年3月31日告示第184号

安曇野市住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、住宅の耐震対策事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存木造住宅 次のいずれにも該当する市内に存するもので、現に居住しているものをいう。
  - ア 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
  - イ 木造在来工法の住宅
  - ウ 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅
- (2) その他の住宅 昭和56年5月31日以前に着工された既存木造住宅以外の住宅をいう。
- (3) 長野県木造住宅耐震診断士（以下「診断士」という。） 知事の備える長野県木造住宅耐震診断士登録名簿に登録された者をいう。
- (4) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号）に定めるところにより、地震に対する安全性を評価することをいう。
- (5) 第三者機関 長野県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成27年長野県規則第3号）第4条の規定により、耐震診断の結果を判定する知識及び能力を有すると知事が認めた者をいう。
- (6) 長野県建築物構造専門委員会 既存木造住宅において行う耐震補強工事の性能を評価するため、長野県が設置する委員会をいう。
- (7) 総合評点 既存木造住宅の耐震診断により得られた上部構造評点をいい、別表第1の区分による。
- (8) 耐震設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事の図面、仕様書、積算見積書、構造計算書（保有水平耐力計算、限界耐力計算及び時刻歴応答計算に係るものに限る。）等の作成をいう。

(補助の対象及び補助金の額)

**第3条** 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金交付申請時において事業に未着手の者
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 過去にこの要綱の補助を受けていない者

- (4) 前年度の所得等が別表第2に掲げる金額以下であること。
- 2 補助金の交付の対象となる事業の種類、経費及び補助率は、別表第3のとおりとする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請及び決定)

**第4条** 住宅耐震補強工事の補助金の交付を受けようとする者は、住宅耐震補強工事補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工したことを証明できる書類で、下記のいずれかの書類の写し
    - ア 建築確認通知書
    - イ 家屋の固定資産税課税明細書
    - ウ 家屋の登記事項証明書
  - (2) 診断士による耐震診断報告書
  - (3) 耐震補強工事見積書
  - (4) 補強工事の内容が分かる平面図等(工事前後)
  - (5) 案内図
  - (6) 所得証明書(様式第1号中、市税等納付の状況等確認欄において、収入・所得を関係課に照会することに同意しない場合に限る。)
- 2 その他の住宅耐震診断の補助金の交付を受けようとする者は、様式第2号に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 昭和56年5月31日以前に着工したことを証明できる書類で、下記のいずれかの書類の写し
    - ア 建築確認通知書
    - イ 家屋の固定資産税課税明細書
    - ウ 家屋の登記事項証明書
  - (2) 耐震診断の見積書
  - (3) 耐震診断を行う建築物の位置図、配置図及び平面図
  - (4) 案内図
  - (5) 建物の全景が分かる現況写真
- 3 その他の住宅耐震設計の補助金の交付を受けようとする者は、様式第3号に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 昭和56年5月31日以前に着工したことを証明できる書類で、下記のいずれかの書類の写し
    - ア 建築確認通知書
    - イ 家屋の固定資産税課税明細書
    - ウ 家屋の登記事項証明書
  - (2) 家屋の耐震診断結果
  - (3) 耐震設計の見積書
  - (4) 耐震設計を行う建築物の位置図、配置図及び平面図等
  - (5) 案内図
  - (6) 建物の全景が分かる現況写真
- 4 市長は、前3項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査の上適当と認めるときは補助金の交付を決定し、様式第4号により前3項の申請をした者に通知する

ものとする。

(計画の変更等)

**第5条** 補助金交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、様式第5号に前条第1項に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 施工箇所及び施工方法又は業務内容の変更
- (2) 補助金額の変更

2 市長は、前項の申請があった場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めるときは、様式第6号により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、耐震改修促進事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合は、速やかに様式第7号を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、様式第8号により交付決定者に指示するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

**第6条** 交付決定者が、耐震改修促進事業を中止又は廃止をしようとする場合は、様式第9号を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

**第7条** 交付決定者は、耐震補強工事が完了したときは、様式第10号に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事契約書又は領収書の写し
- (2) 施工箇所ごとの施工中及び完了時の写真

2 交付決定者は、耐震診断が完了したときは、様式第11号に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 業務契約書又は領収書の写し
- (2) 耐震診断報告書
- (3) 平面図

3 交付決定者は、耐震設計が完了したときは、様式第12号に次に掲げる書類を添付して、市長に届け出なければならない。

- (1) 業務契約書又は領収書の写し
- (2) 平面図(設計前後)
- (3) 耐震診断報告書
- (4) 仕様書及び設計書
- (5) 構造計算書(保有水平耐力計算、限界耐力計算及び時刻歴応答計算に係るものに限る。)

4 前3項の報告書は、耐震改修促進事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

**第8条** 市長は、前条第1項の規定により実績報告を受けた場合は、完了検査を行い、適正に工事が行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、様式第13号により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

**第9条** 交付決定者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に様式第14号を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

**第10条** 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すものとする。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱又は法令に違反したとき。

(補助金の返還)

**第11条** 申請者は、前条の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合において、当該取消しに係る補助金が交付されているときは、市長が定める期限までに、補助金を返還しなければならない。

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

**附 則** (平成23年4月14日告示第111号)

この告示は、平成23年度の補助金から適用する。

**附 則** (平成26年6月13日告示第251号)

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

**附 則** (平成27年5月25日告示第198号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年5月25日から施行する。

(経過措置)

2 この工事の施行の際現に改正前の第4条第2項の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成28年6月16日告示第298号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年6月16日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(安曇野市地域経済活性化住宅助成事業補助金交付要綱の一部改正)

2 安曇野市地域経済活性化住宅助成事業補助金交付要綱(平成23年安曇野市告示第263号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則** (平成29年3月31日告示第184号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この工事の施工の際現に改正前の第4条第4項の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

**別表第1 (第2条関係)**

総合評点	判定
1.5以上	安全と思われます。
1.0以上1.5未満	一応安全と思われます。
0.7以上1.0未満	やや危険です。
0.7未満	倒壊又は大破壊の危険があります。

**別表第2 (第3条関係)**

区分	金額
給与所得のみの者	収入金額 14,420,000円
その他の者	所得金額 12,000,000円

備考

- 1 「収入金額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条に規定する給与等の収入金額をいう。
- 2 「所得金額」とは、所得税法に規定する不動産所得、事業所得及び給与所得を合計した額をいう。

**別表第3 (第3条関係)**

補助の対象	対象経費	補助率
住宅耐震補強工事	(1) 安曇野市住宅・建築物耐震診断事業実施要綱（平成17年安曇野市告示第159号）の規定に基づき診断士による耐震診断を実施した者で耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存住宅について耐震補強工事を行い、工事後の評点が0.7以上かつ工事前の総合評点を上回る工事（これと同等に耐震性能が向上する工事と長野県建築物構造専門委員会において認められた工事を含む。）を、既存住宅の所有者が行う場合に要する工事費	2分の1以内。ただし、1,000,000円を限度とする。
	(2) その他の住宅（賃貸住宅を除く。）について、耐震改修促進法の規定に基づく耐震改修計画の認定を受けることのできる工事	
	(3) 耐震診断士派遣事業又はその他の住宅耐震診断補助により実施した耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅（既存木造住宅については総合評点が1.0未満のものに限る。）について行う耐震性を確保するための現地建替え工事	
その他の住宅耐震	その他の住宅の所有者が実施する耐震診	3分の2以内。ただ

診断	<p>断に要する経費。ただし、戸建て住宅にあっては、134,000円／戸に、戸建て住宅以外の住宅にあっては、次に定める経費を合算した額に、3分の2を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>ア 延べ面積1,000㎡以内の部分は2,060円／㎡</p> <p>イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円／㎡</p> <p>ウ 面積2,000㎡を超える部分は1,030円／㎡</p> <p>エ 設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,540,000円</p>	し、89,000円を限度とする。
その他の住宅耐震設計	その他の住宅の所有者が実施する耐震設計に要する経費	3分の2以内。ただし、200,000円を限度とする。

様式は省略